

近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めた近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領の事業概要の詳細を示し、企画提案書等の提出に必要な事項を定めるとともに、本事業の実施に当たって必要な事項を定めたものである。

2 事業の実施方針

WEB広告等の様々な媒体を活用したシティプロモーションやふるさと納税制度等を通じて、本市を応援していただけるファンづくりに取り組むことで、本市への関心を高めるとともに、以下に定める各年度目標ファン人数の確保、獲得、さらに本市内製品の消費や本市への訪問、移住を促すなどの地域活性化を目的とし、状況の変化、進化を見据え、包括的、戦略的な総合プロモーション事業を展開する。

3 各年度目標ファン人数

20万人 以上

4 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

ただし、契約締結日から令和8年3月31日までの間は、業務の準備期間とする。

なお、この間は役務の提供を受けないため、委託料の支払いは生じないものとする。

※令和8年4月1日から運用が開始できるように、当該期日までに前事業者からの引継ぎ等を完了しておくこと。

5 業務の概要

(1) 業務名

第17号 近江八幡市戦略的総合プロモーション業務委託

(2) 業務内容

ア シティプロモーション、ふるさと納税及び特産品のPR用WEB広告・バナー制作

(ア) WEB上でのシティプロモーション及び集客施策

リスティング・リターゲティング・ディスプレイ広告・サイト広告・メルマガ広告 など

(イ) WEB広告を効果的に行うための広告バナーの作成 など

イ ふるさと納税及び特産品PR用の独自サイト及び各種本市PRサイトの企画運営

(ア) 本市の各種PRページ（LP等）の企画運営

(イ) 本市ふるさと納税独自サイトのページ全般の制作及び修正等

(ウ) 各種本市ふるさと納税PRサイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ふるなび・さ

とふる他近江八幡市が運営する全てのポータルサイト)のページ全般の企画運営

ウ シティプロモーション、ふるさと納税及び特産品PR用の書籍、新聞、看板、SNS等の広告

(7) 書籍、新聞、バス広告、看板、SNS等の各種媒体を通じた本市及び本市ふるさと納税のPR

(4) SNS等とは、X、LINE、Instagram、TikTok等を指し、週1回以上の掲載運用

エ シティプロモーション、ふるさと納税及び特産品PR用コンテンツ等の制作及び活用

(7) 本市のプロモーションにふさわしい全国的にも知名度のある有名YouTuber等とコラボしたインフルエンサー・マーケティングの実施(インフルエンサーの選定は市と協議の上、決定すること。)

(4) 話題作りコンテンツの制作及び活用

本市のPRコンテンツ、PR動画(15秒・30秒用)、CM等の制作及び放映 など

(4) 本市の特産品PRのための写真等の撮影及び活用

(エ) パブリシティによる広報活動

(オ) ファン開発のためのブランド構築

オ 特産品の認知度及び魅力向上のための施策の企画提案及び実施

カ 企画・総合調整

上記アからオまでの各施策効果的に連携させ、全体を通した戦略的な方向性を整理し、発注者と協議の上、総合的な企画調整を行うこと。

キ その他

(7) ふるさと納税に関する各種法令や総務大臣通知等について、常に情報収集を行い、これを遵守した施策を企画・立案し、提案及び実施すること。

(4) 全国及び滋賀県内のシティプロモーションやふるさと納税の動向・分析を踏まえ、業務を実施すること。

(4) 各ふるさと納税ポータルサイトの特性を検証・分析し、併せて他自治体と投資の同サイト内での構成や違い等を検証・分析し、各サイト内広告をはじめ、各サイトにおける訴求を高める手法や施策について、月1回以上提案すること。

(エ) 他自治体が実施する施策について、常に情報収集等を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告すること。

(オ) 上記アからカまでの内容については、企画提案する場合において、各年度目標ファン人数を達成するために、より効果的である等の説明が可能であれば、上記によらず、内容を変更しても構わない。

(カ) 業務として実施した内容については、経費内訳及び効果測定の分析結果とともに報告書として取りまとめること。

6 成果品

上記5で示す業務内容に伴う特に印刷の定めがあるもの以外については、施策等活用可能なものも含め、電子データでの納品とする。納期については、スケジュールの進捗にあわせ適切な時期となるよう発注者との協議により決定する。なお、本業務において撮影された写真、画像、作成したイラスト、動画等の知的財産権（肖像権の発生しないものに限る。）については、全て納品すること。

7 納入場所

近江八幡市総合政策部魅力発信課

8 知的財産権等

本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の要因が専ら近江八幡市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、近江八幡市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

9 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行い、また協議後、1週間以内に協議記録を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 各業務の管理・進捗等については、受注者がオンラインプロジェクト管理ツール（backlog・Teams等）を導入し、発注者と情報共有を行うこと。
- (3) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は近江八幡市に帰属し、二次利用を含め近江八幡市が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は、本契約履行過程で生じた著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合は、近江八幡市と別に定める使用契約を締結するものとする。なお、受託者は近江八幡市に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者に行使させないものとする。
- (4) 契約期間中に契約解除等を行った場合、既に納入された成果物については、上記(3)を適用するものとする。
- (5) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、近江八幡市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、近江八幡市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 受託者は、本契約に関して近江八幡市が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること（公知の情報等は除く。）。なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。

- (7) 受託者は、本件請負に係る契約の履行に当たり、本契約の全部を一括して第三者に委託させる（以下「再委託する」という。）ことはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を主管課に提出し、承認を受けなければならないこととする。また、受託者は主管課から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは当該第三者が更に再委託する場合についても、同様に主管課から承認を受けなければならないこととする。なお、以下に定める項目については、上記によらず、原則、再委託することはできないものとする。

5(2)の内、

ア シティプロモーション、ふるさと納税及び特産品のPR用WEB広告・バナー制作

イ ふるさと納税及び特産品PR用の独自サイト及び各種本市PRサイトの企画運営

- (8) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。